

平戸市監査公表第 17 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 8 年 8 月 28 日

平戸市監査委員 大浦 雄士
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の対象及び監査の期間

総務部人事課 令和 8 年 5 月 22 日

総務部総務課 令和 8 年 6 月 26 日

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 5 年度及び令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況
- 4 補助金関係
 - (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
 - (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。
- 5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勧 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの ・予算を目的外に支出していると認められるもの ・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの ・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの ・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■総務部人事課

【指摘事項】

1. 市町村アカデミー研修の旅費について

事務研修Aに参加した職員の旅費において、研修初日の開講時間は15時30分であるにもかかわらず、同日の朝食代が支給されていた。

また、事務研修Bに参加した職員の旅費において、前泊に係る交通費及び宿泊費が支給されているが、宿泊場所が研修地とは逆方向であった。前泊の必要性はあったものと解するが、平戸市旅費支給条例第6条において、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」と規定していることから、今後の旅費の算定に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、最も経済的な通常の経路及び方法によるよう留意されたい。

2. 予定価格調書について

予定価格が平戸市契約規則第23条に定める随意契約の限度額を超える契約を随意契約により行う場合は、同規則第9条及び第25条の規定により予定価格調書を作成する必要があるが、令和5年度の人事評価システムソフトウェア使用許諾契約外3件について、予定価格調書が作成されていなかった。

また、令和5年度及び令和6年度の平戸市広報紙等印刷業務について、予定価格調書が副市長名で作成されていたが、平戸市事務決裁及び専決規程に規定する決裁権者は部長である。

【指導事項】

1. 例規の整備について

平戸市職員のテレワーク実施規程第4条において、引用する規則名に誤りがみられたため、適正な例規整備に努められたい。

2. 契約事務について

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和6年度の広報ひらど発送業務外1件について、価格決定日より前に見積書が開封されており、見積書の開封時期について適正な取扱いがなされていなかった。
- (2) 令和5年度及び令和6年度の平戸市ホームページ保守業務について、1者随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項（予定価格が平戸市契約規則第23条に規定する随意契約の限度額の範囲内）としているが、予定価格がその限度額を超えていた。
- (3) 令和5年度のストレスチェック業務外3件について、契約書に契約保証金に関する規定がなかった。

また、令和5年度の平戸市有料広告掲載事業外1件について、契約書における契約保証金の欄に「契約保証金は免除とする」と記載されているのみで、契約規則第33条第1号から第7号までのいずれの規定に基づき契約保証金を免除したものであるかが明らかでなかった。

- (4) 人事異動に伴う公舎の借上げについて、不動産（建物）賃貸借契約が締結されており、契約書第8条において「この契約で契約満了前の1ヶ月前までに双方から何等かの意思表示をしない場合、本契約は更に1ヶ年効力を有するものとする」と規定している。

地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定されていることから、後年度の予算措置との関係を踏まえ、自動的更新条項の取扱いについて見直しを検討されたい。

- (5) 令和5年度の平戸市ホームページ保守業務外1件について、契約期間を1年間としているが、本業務については長期継続契約が可能と思われることから、経費削減及び事務負担軽減の観点から、その活用について検討されたい。

3. 有料広告掲載の申請手続きについて

平戸市有料広告掲載に関する基本要綱第8条において、広告掲載の申請者の資格について、市税等の滞納がない者と規定し、申請にあつては、納税証明書または納税状況を確認するための同意書を提出させ、平戸市広告審査会にて審査を行っている。

しかしながら、初回申請者に対しては納税状況の確認が行われていたものの、継続申請者に対しては、その手続きが行われていなかったため、継続申請者についても毎年度確認を行うよう、事務処理を改善されたい。

また、令和5年度の平戸市有料広告掲載事業（平戸市ホームページ広告掲載）について、契約書第2条において、契約期間を「令和5年4月11日から令和6年3月31日まで」と規定している。しかしながら、前年度に引き続きホームページに広告を掲載している場合、4月1日から10日までの期間が契約書に規定されていないことになるため、契約期間の見直しを検討されたい。

【意見】

1. 職員のメンタルヘルスケアについて

監査対象年度において、精神疾患による休職者が一定数見られた。職員の休職は、本人の心身への負担はもとより、周囲の職員の業務負担の増加や行政運営にも影響を及ぼすことが懸念される。

精神疾患による休職を未然に防止するためには、職員のストレスの状況や職場が抱える課題を早期に把握し、適切な対応につなげていくことが重要である。このため、ストレスチェックについても、実施することにとどまらず、その結果を適切に分析・活用し、

高ストレス者への支援や職場の改善につなげるなど、実効性のある取組が求められる。

人事課においては、職員の健康管理に加え、働きやすい環境の整備、業務負担の適正化及び相談体制の充実を図るなど、メンタルヘルス不調による休職の予防及び早期対応に努められたい。

職員が心身ともに健康で安心して働くことのできる職場環境を整えることは、安定的な行政運営にもつながることから、今後も継続的な取組を期待する。

2. 内部統制の機能強化について

定期監査及び例月出納検査においては、経理事務、契約事務、補助金事務等について、決裁印や予定価格調書、検収調書等の欠落、日付の誤りなど、基本的な事務処理上の誤りを指摘することが少なくない。これらは、担当者の事務への習熟度や確認不足などに起因するものと考えられるが、こうした基本的な事務処理の不備が繰り返されることは、財務規律や会計規律の緩みにつながるおそれがある。

適正な行政運営を確保するためには、個々の職員の注意に委ねるだけでなく、業務の効率的かつ効果的な遂行、法令等の遵守、財務情報の信頼性の確保及び適切な開示、さらには資産の保全を図る観点から、組織として内部統制の機能を強化していくことが重要である。

人事課においては、令和7年度に行政改革大綱を策定し、その中において、人材の育成と活性化を通じて内部統制の機能を強化するとしており、職員の事務能力の向上や人材育成を含め、より実効性のある内部統制の確立に向け、引き続き積極的に取り組まれることを期待する。

3. 出張旅費の支払いにおけるクレジットカード決済時のポイントについて

職員の出張旅費について、個人のクレジットカード等により決済を行った場合、決済額に応じたポイント等が個人に付与されることがある。このような場合、公費の支出に伴って付与されたポイント等が、結果として個人に帰属することとなる。

キャッシュレス決済の普及に伴い、現金を伴わない支払方法は今後も拡大していくものと思料される。公費を伴う出張であることを踏まえ、個人のクレジットカードやQRコード決済等の利用により付与されるポイント等の取扱いについて、統一的な取扱いを定める必要がないか検討されたい。

■総務部総務課

【指摘事項】

1. 予定価格調書について

予定価格が平戸市契約規則第 23 条に定める随意契約の限度額を超える契約を随意契約により行う場合は、同規則第 9 条及び第 25 条の規定により予定価格調書を作成する必要があるが、令和 6 年度の平戸市庁舎浄化槽維持管理業務委託外 3 件において、予定価格調書が作成されていなかった。

2. 平戸市地域公共交通計画策定事業補助金について

令和 6 年度に国庫補助金を活用し、平戸市地域公共交通計画を策定している。当初は、市が事業主体となり、計画を策定することとして委託料での予算を計上していたが、国庫補助金の制度上、市が事業主体となれないことが判明したことから、平戸市愛のり交通活性化委員会を事業主体とし、委託料から補助金へ予算を流用した上で、同委員会に対して補助を行っている。

同委員会から市への補助金交付申請は令和 6 年 6 月 28 日に行われ、市は同日付で交付決定を行っている。一方、平戸市地域公共交通計画策定事業補助金交付要綱は、同年 8 月の例規審査委員会に上程されており、交付要綱が制定されていない段階で補助金の交付申請及び交付決定の手続が行われていた。

また、計画策定に当たっては、公募型プロポーザルにより事業者を選定することとし、平戸市長名で公告が行われていた。しかしながら、事業主体が同委員会であることを踏まえると、公告は委員長名で行うべきであったと考えられる。

なお、当該交付要綱は既に廃止されているが、今後、同様に新たな補助制度を設ける場合には、事業の実施主体や事務手続をあらかじめ十分に整理するとともに、補助金交付の根拠となる要綱等を適切な時期に整備した上で、交付申請及び交付決定等の手続を行うよう留意されたい。

【指導事項】

1. 契約事務について

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和 5 年度の昇降機保守点検業務委託外 1 件について、契約書に契約保証金に関する規定がなかった。

また、平戸市役所駐車場運営管理業務委託契約について、契約書における契約保証金の欄には「契約保証金は免除とする」と記載されているのみで、契約規則第 33 条第 1 号から第 7 号までのいずれの規定に基づき契約保証金を免除したものであるかが明らかでなかった。

さらに、令和 5 年度のスクールバス代替え運行業務委託（宝亀地区）外 1 件につ

いて、契約書における契約保証金の免除理由を、契約規則第 33 条第 1 項第 4 号（随意契約で、契約金額が同規則第 23 条別表の範囲内）としているが、契約額がその限度額を超えていた。

- (2) 令和 5 年度の第 4 次 LGWAN 接続サービス契約について、本市の「長期継続契約の運用」において、契約に当たっては、特約事項として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる」旨を明記することとされているが、契約書にその事項の記載がなかった。

また、令和 6 年度の吸収冷温水機保守管理業務及び自家用電気工作物保安管理業務について、それぞれ契約期間を 5 年間及び 3 年間とする長期継続契約を締結しているが、本市の「長期継続契約の運用」においては、施設の維持管理及び保守に係る契約期間は 2 年以内とされている。

なお、長期継続契約とすることが可能と考えられるものの、単年度契約としているものが見受けられた。経費の節減及び契約事務に係る負担軽減の観点から、長期継続契約の活用について検討されたい。

- (3) 令和 6 年度の市役所本庁舎宿日直業務契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（シルバー人材センター等との契約）による随意契約において、予定価格が契約規則第 23 条別表に規定する額を超えるときは、「契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表する」と規定しているが、事前公表にかかる手続きが行われていなかった。

- (4) 令和 5 年度の平戸市役所給排気ファン整備工事契約について、令和 6 年 2 月 15 日に工期の終期を令和 6 年 3 月 29 日から令和 6 年 6 月 7 日までに変更しているが、変更契約時点において繰越手続きがなされていなかった。

今後は、予算措置との整合を十分に確認した上で、適正な契約事務を行うよう留意されたい。

2. 平戸市公共交通空白地有償運送支援事業補助金について

交通機関空白の過疎地域において、公共交通空白地有償運送により地域住民の生活交通の確保を図るため、公共交通空白地有償運送を行う者に対し、補助金を交付している。

交付要綱第 9 条に規定する補助金交付決定通知書の様式において、市税等の滞納がないことを交付条件と規定しているが、市税等の滞納の有無を確認する手続きが行われていなかった。

交付条件の履行を確認する観点から、毎年度、滞納の有無を適切に確認するよう事務処理を改善されたい。

3. 平戸市交通安全母の会連合補助金について

交通安全の推進を図ることを目的とし、平戸市交通安全母の会連合会に対し、補助金を交付している。なお、本連合会の事務局は総務課に置かれ、同課がその事務を行って

いる。

令和 7 年度においては、令和 8 年 3 月 31 日に市から同連合会へ補助金 260,000 円が交付され、同日付で、連合会の下部団体である平戸市交通安全母の会平戸支部外 3 団体に対し、補助金 249,000 円が交付されていた。

本補助金は、交付要綱において、交通安全思想の普及などに要する経費を補助対象経費と規定しているが、年度末に補助金が交付されている状況では、補助金を事業活動に十分に活用することが困難な状況にあると考えられる。

本補助金の交付目的を十分に達成できるよう、事業の実施時期を踏まえ、適切な時期に補助金を交付するよう改善されたい。

4. 公印刷込みに係る印影原版廃棄処分書について

令和 5 年度及び令和 6 年度において、所管課から総務課に対し、公印刷込み許可申請書が 22 件提出され、いずれも公印刷込み承認書を交付している。一方、公印刷込み後に提出すべき公印の印影原版廃棄処分書については、7 件の報告にとどまっていた。

この件については、令和 4 年度に実施した定期監査においても意見を付しているところであることから、報告がなされていない所管課に対し、公印の印影原版廃棄処分書の提出を促すとともに、平戸市公印規則に基づく適正な事務処理の徹底に努められたい。

【意見】

1. 公用車運行日誌について

本市では、令和 6 年度末現在、71 台の公用車を保有している。現在、平戸市庁用車管理規程に基づく運行日誌を紙媒体で作成・管理していることから、毎年度、相当量の用紙を使用するとともに、その管理、保存及び廃棄に係る事務が生じている。

運行日誌の作成をはじめとする車両管理業務について、電子申請システム等を活用して電子化することにより、ペーパーレス化による経費の節減に加え、記録・集計・管理等に係る事務負担の軽減など、業務の効率化が期待できる。

このため、費用対効果や運用方法等を検証した上で、運行日誌を含む車両管理業務の電子化について検討されたい。